

議案第 8 4 号

勝山市簡易水道事業を勝山市水道事業へ統合することにかかる関係条例の整理に関する条例の制定について

勝山市簡易水道事業を勝山市水道事業へ統合することにかかる関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

暮見地区簡易水道及び薬師神谷地区簡易水道を勝山市水道事業に統合することに伴い、勝山市の簡易水道事業は全地区において事業終了となり精算を行う必要がある。勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例第 13 条の規定にする、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を得ること、並びに関係条例の廃止及び勝山市給水条例の改正を一括して行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市簡易水道事業を勝山市水道事業へ統合することに係る関係条例の整理に関する条例

(勝山市簡易水道事業特別会計条例の廃止)

第1条 勝山市簡易水道事業特別会計条例(昭和39年条例第36号)は、廃止する。

(勝山市簡易水道基金条例の廃止)

第2条 勝山市簡易水道基金条例(昭和39年4月1日条例第15号)は、廃止する。

(勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和33年4月1日条例第3号)は、廃止する。

(勝山市簡易水道工事費分担金徴収条例の廃止)

第4条 勝山市簡易水道工事費分担金徴収条例(昭和48年8月1日条例第30号)は、廃止する。

(勝山市水道事業給水条例の改正)

第5条 勝山市水道事業給水条例(平成10年3月31日条例第7号)第30条表のうち、区域名の項中、「薬師神谷の一部」を「薬師神谷」に改め、「栃神谷」の前に「暮見、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月31日から施行する。

(事業の承継)

- 2 勝山市簡易水道事業が行っていた一切の事業については、勝山市水道事業がこれを承継する。

(資産及び負債の承継)

- 3 統合の日までに有する資産及び負債については、勝山市水道事業がこれを承継する。

なお、統合の日において存する簡易水道基金の用途については、統合地区にかかる建設改良工事に要した費用の起債元金償還に充てるものとする。